

生駒駅南口周辺エリアの魅力や取組等の発信に係るプロモーション事業  
業務委託に係る公募型コンペ実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

令和5年5月に策定した「生駒駅南口みらいビジョン」の内容や、生駒駅南口周辺エリアプラットフォームによるまちづくりの取組みの発信を行い、市内外に広く周知することで、まちづくりへの関心の向上、エリアに関わる人材の発掘、エリアプライドの醸成を目的とする。

(2) 業務名

生駒駅南口周辺エリアの魅力や取組等の発信に係るプロモーション事業

(3) 業務内容

別紙1「仕様書」を参照のこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和6年3月15日

2. 業務に要する費用（予定価格）

3,000,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

コンペに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(3) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年8月1日（火）正午まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和5年8月8日（火）（予定）
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～カは原本1部と副本9部、キは原本1部

ア 会社概要（様式3） ※ただし、個人及び任意団体の場合は体制表を以て代える

イ 業務実績調書（様式4）

…業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（媒体は不問）を各1部提出すること。ただし、事業概要がわかるホームページ等があれば、そのURLを記載することで提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表（任意様式）

…本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）と、本業務の担当者（統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者、会場設営責任者など）のプロフィール、及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿。

エ 再委託調書（様式5）

…再委託する場合のみ

オ 企画提案書（任意様式）

…別紙2「企画提案書等作成要領」参照

カ 参考見積書（任意様式）

…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。

キ 誓約書（様式6）

##### (2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和5年8月18日（金）16時00分まで（必着）
- ② 提出場所：生駒駅南口エリアプラットフォーム事務局（生駒市役所 都市整備部 拠点形成課内） 〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

## 6. 審査方法

### (1) 審査

企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して評価し、最も優れている提案を特定します。

…実施日：令和5年8月23日（水）予定

### (2) 審査結果の通知

審査結果を電子メールで通知します。

## 7. 審査基準及び配点

コンペは以下の審査基準に基づき審査します。

### (1) 参考見積書 10点/110点

評価項目	評価基準		
見積金額	予定価格（3,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む））の金額に対する見積額の比率に応じて加点する。		
	100%（予定価格と同額）	3,000,000円	0点
	97.5%以上 100%未満	2,925,000円以上 3,000,000円未満	1点
	95.0%以上 97.5%未満	2,850,000円以上 2,925,000円未満	2点
	92.5%以上 95.0%未満	2,775,000円以上 2,850,000円未満	3点
	90.0%以上 92.5%未満	2,700,000円以上 2,775,000円未満	4点
	87.5%以上 90.0%未満	2,625,000円以上 2,700,000円未満	5点
	85.0%以上 87.5%未満	2,550,000円以上 2,625,000円未満	6点
	82.5%以上 85.0%未満	2,475,000円以上 2,550,000円未満	7点
	80.0%以上 82.5%未満	2,400,000円以上 2,475,000円未満	8点
80.0%未満	2,400,000円未満	10点	

### (2) 企画提案内容 100点/110点

評価項目	評価事項
1	生駒駅南口エリアプラットフォームロゴマーク、メインイメージの制作 生駒駅南口みらいビジョンにとりまとめられたまちの将来像や、まちの歴史やイメージ等を踏まえた提案になっているか。また、決定プロセスに市民の意見を聞く工夫がなされた提案になっているか。
2	紙媒体の制作 幅広い世代にとってわかりやすいよう、生駒駅南口みらいビジョン全体の要点を端的にまとめたページ構成になっているか。また、視覚的にみらいのイメージを伝えられるような提案になっているか。

3	まちなかへのイメージバナーの掲出	まちづくりの方向性を印象付けるデザイン提案がなされているか。また、設置箇所ごとの現地の状況を踏まえ、それぞれの場所の特徴を生かした提案になっているほか、継続的な掲出を前提とした、維持管理等にも配慮した提案になっているか。
4	ウェブサイトの制作	閲覧者が必要な情報にスムーズにアクセスできるレイアウト、ページ構成案になっているかどうか。保守や運用についても継続性を考慮し、受注者が引き継いだ後も円滑に運営できる仕組みが構築された提案がなされているか。
5	追加提案等	仕様書に記載されている項目以外で、本業務の目的に適合したプロモーションに関する提案がなされているか。
6	業務の実行性	提案の内容及びスケジュールが具体的であるか。また、実施体制等が実効性を備えたものになっているか。

## 8. 日程

公示	令和5年7月24日（月）
質問受付締切	令和5年8月1日（火）正午まで
質問回答	令和5年8月8日（火）
企画提案書等提出期限	令和5年8月18日（金）16時まで
審査	令和5年8月23日（水）（予定）
結果通知	令和5年8月下旬（予定）
契約締結	令和5年8月下旬（予定）
業務開始	令和5年8月下旬（予定）

## 9. 失格事項

本コンペの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等による最終審査に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

## 10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するもの

とします。

#### 1 1. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとします。  
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、発注者と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市がエリアプラットフォームの構成員となるため、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる可能性があります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、当該情報の部分がある場合には、提案時に文書で申し出てください。

なお、本コンペの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

#### 1 2. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒駅南口エリアプラットフォーム事務局（生駒市役所都市整備部 拠点形成課内）

担当：西田、淡路谷

住所：奈良県生駒市東新町8番38号

TEL：0743-74-1111（内線）3810

Email: [kyoten@city.ikoma.lg.jp](mailto:kyoten@city.ikoma.lg.jp)